

## 高知広域都市計画事業中須賀土地区画整理事業

# な か す か

区画整理だより 第32号

### 3ブロックの仮換地の使用収益を開始しました。

日頃より、皆さま方には中須賀土地区画整理事業に対しまして、ご理解ご協力いただきお礼申し上げます。

3ブロックにおける仮換地の使用収益の開始につきましては、旭川沿いの30・32・39街区（一部画地を除く）においては令和5年7月1日に、31・33・35・37街区においては3・4ブロック接点工事完了後の令和6年2月1日に、それぞれ行いました。

これまでに使用収益を開始した1～3ブロックにおきましては、住宅の建築等が進められており、新しい街が広がりつつあります。

4ブロックにつきましては、街路及び宅地造成工事を進めており、34・36街区における使用収益開始は、令和6年7月1日を予定しております。また、17街区においては、工事の進捗状況により令和7年夏頃に使用収益開始の見込みとなっております。

# 第 19 回中須賀土地区画整理審議会

令和6年2月22日（木）午後2時から、第19回中須賀土地区画整理審議会を市街地整備課事務所2階会議室で開催しました。

## 1 報告事項

- ・事業進捗状況【報告】
- ・中須賀土地区画整理事業評価員の選任【諮問・答申】
- ・仮換地指定後の軽微な変更【報告】



## お知らせ

### ◎住所変更等があった場合のお願い

住所・氏名の変更や、所有権移転（売買・相続等）があった場合は、市街地整備課へお知らせください。

### ◎建築行為等の許可申請について（土地区画整理法第76条関係）

中須賀土地区画整理事業施行地内で、建築等の行為（①～③）をする場合は、土地使用の着手開始までに高知市長の許可が必要です。設計業者等とご相談のうえ、許可申請をお願いします。（第30号『なかすか』をご覧ください。）

<対象行為> ①建築物その他の工作物の新築、改築または増築 ②土地の形質の変更

③移動の容易でない物件の設置または堆積 ★盛土や掘削、駐車場のアスファルト舗装等も対象

## お問い合わせ

### 高知市都市建設部市街地整備課

〒780-0937 高知市中須賀町 265 番地 6

TEL 088-823-9377(直通) FAX 088-823-9028

e-mail kc-170800@city.kochi.lg.jp

※申請書等の様式は市街地整備課に備えています。

また、高知市（市街地整備課）のホームページ（<http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/127/>）からもダウンロードできますのでご利用ください。